

第 463 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 8 月 25 日(金) 14:00～14:15

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから第463回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合はオンラインでの開催としております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については個別の民間企業の情報等を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、議事次第において第 2 部として記載されている議題につきましては非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、議題の 1 「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について」に関しまして、下津取引監視課長から御説明をよろしく願います。

○下津取引監視課長　では、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答につきまして御説明をいたします。

資料は、右上に資料 3 と記載のものでございます。

1 枚目の四角囲みの中でございます。本年 7 月 24 日でございますけれども、みなし熱供給事業者であります苫小牧熱供給株式会社から経済産業大臣に対しまして、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われまして、経済産業大臣から当委員会に認可に係る意

見聴取があったところをごさいますて、その回答につきまして御審議いただきたいと考えております。

具体的にどのように経済産業大臣に回答させていただきたいと我々のほうで考えているかということでございますけれども、資料3-1ですが、本件に係る当委員会としての査定方針は別添のとおりですとして回答するというところをごさいますて、その別添が今、映させていたおいてありますパワポのスライドです。こちらのほうで御説明をさせていただきたいと考えてございます。

申請概要でございますけれども、スライドの9枚目でございます。本申請でございますけれども、2022年2月のウクライナ侵略に伴う天然ガス価格の高騰、それから当該状況の長期化の可能性などを背景に行われたものごさいますて、申請の大きな柱は熱供給料金の引上げということになるわけでございます。

このスライドは本件熱供給に係る原価につきまして前回の料金改定時の原価、具体的には2013年12月から2014年11月までのものごさいますけれども、それと今回の申請原価を比較したものでございます。賃借料など大きく減っているところもあるのですが、やはり燃料費、電力料が大きく増えておいて、結果として料金原価は7,000万弱ほど増えておいて、それが今回の熱料金の値上げ申請につながっているということごさいます。

スライド10枚目でございますけれども、まず具体的にどれくらいの値上げになるのかということごさいます。スライドの表ですけれども、今回の申請の内容に基づきまして、標準的な家庭における熱料金の月額を試算した結果を示しておいて。

暖房と給湯のどちらも使う場合ごさいますけれども、給湯使用量によって異なってくるのですが、大体40%ほどの値上げとなりまして、約8,000～8,500円ほどの値上げになるということごさいますて、1か月当たりですけれども、約2万7,000～3万円になるということごさいます。

暖房のみの場合ごさいますけれども、こちらは44%の値上げ、約6,500円の値上げになるということごさいますて、値上げ後の料金で1か月2万957円ということごさいますて、この申請について審査を行ったということごさいます。

スライド12枚目ごさいます。審査の概要ごさいますけれども、熱の規制料金の改定申請の審査に当たりましては、当該規制料金が指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領ののっとして算定されていることを前提といたしまして、指定旧供給区域熱供給規程料金審

査要領に照らして妥当なものかどうかを確認するということとなります。

スライド16枚目でございますけれども、こちらが査定の概要をまとめたものでございます。

原価算定期間でございますけれども、料金算定要領上では1年間を単位とした将来の合理的な期間とされておりまして、申請事業者はこの期間を5年、具体的には2023年10月から2028年9月までとしてきております。これは2026年度、それから2027年度に、供給先であります苫小牧市営住宅の一部で用途廃止・解体というものが予定されておりまして、その点もカバーすべく5年にしたということでございます。今後の需要想定を踏まえたもので合理的な範囲であると考えてございます。

需要想定につきましても、供給戸数につきましては直近実績値、それから見込値をベースとしまして、先ほど申し上げました苫小牧市営住宅の一部の用途廃止・解体による減少も考慮したものとなっております。また年間販売熱量につきましても、1戸当たり年間販売熱量の直近実績値及び見込値をベースに算定されておりまして、合理的でない根拠に基づいた算定は確認されなかったということでございます。

経営効率化でございますけれども、こちらについても確認いたしました。例えば常勤取締役の数を2名から1名に削減するですとか、社員の定期昇給を凍結するですとか、巡回車の数も5台から4台にする等々、様々な経営効率化の取組を行っていることが確認された次第でございます。

人件費につきましても、役員給与、給料手当、退職金につきまして、それぞれ国家公務員の指定職の給与水準等々と比較いたしまして、いずれも適正な水準であるということを確認してございます。

燃料費・電力料につきましてですけれども、今回の申請の背景にあるのが燃料費の高騰ということでございますので、少しだけ御説明をさせていただきたいと思っております。

スライド32枚目でございます。燃料費につきましてはボイラーの燃料となります天然ガスの購入費用、それから電力料につきましてはボイラー、附属機器、搬送動力に必要な電力の購入費用ということで算定されまして、申請されてきております。

スライド33枚目でございますけれども、燃料費・電力料につきましては料金算定要領におきまして実績値等を基に算定することになっておりまして、ガス小売事業者及び小売電気事業者からの相対購入価格がほかの小売事業者と比較して適正な水準であるかを審査したということでございます。

スライド35枚目でございます。こちらは参考につけておりますけれども、燃料費の料金水準の比較でございます。緑の棒グラフはガス取引報における北海道地域の天然ガス、いわゆる都市ガスでございますけれども、その料金水準でございます。赤色の横線でございますけれども、これが今回申請された燃料費の水準ということでございます。緑の棒グラフを見てみますと、2023年2月頃から減少傾向にございまして、ここには5月までしか記載がございませんけれども、減少傾向にある2023年5月よりもさらに低い価格の水準で申請してきておりまして、燃料費につきましては適正な水準であると考えてございます。

また、スライド36枚目でございます。こちらは電力料の料金水準の比較ということでございまして、同じように緑の棒グラフは電力取引報の北海道地域のデータでございます。青の棒グラフは実績値ということでございます。また紫の横線でございますけれども、これは申請単価の水準でございます。こちらも北海道地域の小売電気事業者の料金水準と同程度でございます。適正な水準であろうと考えてございます。

スライド16枚目に戻りまして一番下の修繕費でございますけれども、こちらも直近5年間の実績に基づいて算定した水準と比較いたしましたところ、適正な水準であるということを確認してございます。

スライド17枚目に行っていただきまして設備投資でございますけれども、当課の職員が実際に現地に赴きまして目視できる範囲でということですが、設備投資を予定している設備の現況等々を確認いたしました。必要な工事費の見積りが合理的に算定されていることを確認いたしました。また減価償却費につきましても、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているということを確認いたしました。また減価償却の方法や耐用年数につきましても、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものとおおむね同様ということでございまして、定率法及び定額法によって適正に算定されているということを確認いたしました。

その他の経費につきましても、厳に必要なもののみ織り込まれているということを確認した次第でございます。

事業報酬につきましては、支払利息等の額を積み上げる方法、若しくはレートベースに事業報酬率を乗じる方法で算定するとされておりますところ、本件ではレートベースで算定されてきておりましたので、レートベースについて熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているということを確認した次第でございます。

事業報酬率につきましても、料金算定要領におきまして熱供給事業と類似の性質を有す

る電気事業もしくはガス事業における事例を勘案した値とすることとされておりまして、今回はガス事業における値を用いておりまして、適正に算定されているだろうということを確認いたしました次第でございます。

それから法人税等、料金設定等につきまして今回査定が入っておりますので、これらについては後ろのスライドで御説明をさせていただきたいと思っております。

スライド60枚目でございます。法人税等につきましては、料金算定要領におきまして関係法令の定めるところにより算定するとされているところでございますけれども、申請事業者は事業報酬を用いまして実効税率を用いて割り戻す形で、要するに税引前当期純利益に実効税率を乗じるという方法で算定してございます。

しかしながらでございますけれども、事業報酬につきましては他人資本報酬額が含まれておりまして、他人資本報酬額は借入金に対する支払利息に相当するものでございますので、そのような支払利息に法人税率を掛けることは適当ではないだろうと考えまして、法人税等の算定基礎から他人資本報酬額分を減額するという査定を行っております。

それからスライド65枚目でございます。レートメイクでございますけれども、こちらにつきましても査定を行っております。今回の料金値上げでございますけれども、冒頭申し上げましたけれども燃料費の高騰というものが理由でございますので、そうであれば基本的に基本料金には影響を与えることはございませんので、従量料金もしくは、本件の場合であれば事実上従量料金と同じと見ることができる料金以外のもの、この表でいいますと、真ん中のほうにございます業務用温熱の従量制温熱料金のところに基本料金というものがございます。そこについては据置きが適当と判断いたしまして、現在356.2円に上がるように申請がなされておりますけれども、ここは現行の272.4円に据え置きまして従量料金の負担割合を増やすとする、そういう査定を行っている次第でございます。

スライド71枚目、料金設定以外での熱供給規程でも今回変更申請がなされておりますけれども、これらにつきましても、特に不適切な内容が入っているとは認められなかったところでございます。

以上のおりでございまして、この査定結果で経済産業大臣に回答させていただきたいと考えてございます。また委員会の御了解をいただきまして回答した後にはその旨、当委員会のウェブページで公表することを予定してございます。

私からの説明は以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、御意見、御質問がないようですので、事務局から御説明がありましたとおり委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に4件、緊急での書面開催を行っております。令和5年台風第6号の影響による停電に伴う特定小売供給約款の特例認可等について、令和5年台風第7号に伴う災害に係る特定小売供給約款の特例認可等について、一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について、また北海道ネットワークの離島等供給約款の特例承認申請に係る意見回答につき、それぞれ8月8日、17日、21日、23日付で認可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

なお、議事録につきましては案ができ次第お送りしますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 ありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——